最終更新日：2017年6月28日

日本システム技術株式会社
代表取締役社長執行役員　平林　武昭
問合せ先：取締役執行役員　本社管理部門担当　大門　紀章
証券コード：4323
http://www.jast.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの根本精神を踏まえ、当社では、現在の経済環境に則したあるべき経営を目指して企業の統治を進めたいと考え、買い手・売り手・出資者・世間がそれぞれwin-win（双方有益）の関係を築くべく、お客様、株主の皆様、社員、社会の「四方良し」の理念を掲げ、それぞれの価値を最大化し、中長期的な企業価値の向上と持続的な会社の成長を実現させたいと考えております。今後も、必要な各方面のご意見を真摯に受け止めながら、各役員が現状に果敢に挑戦しつつ、会社を変革し続けてまいる所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2．株主総会における権利行使】
＜補充原則1－2－4＞
機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境作りの必要性は認識しております。議決権行使プラットフォームの利用につきましては議決権行使率や機関投資家の比率を、招集通知の英訳につきましては海外投資家の比率を、それぞれ勘案しながら、導入するか否かを判断してまいります。なお、海外投資家に会社状況を理解していただくべく、決算短信及び主要な開示事項の英訳版につきましては、当社ホームページに掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
政策保有株式に関する方針及びその議決権行使についての基準は以下のとおりであります。
・政策保有に関する方針
上場株式を保有しないことを原則としますが、業務提携その他経営上の合理的な理由から保有する場合には、目的に応じた保有であることを定期的に確認いたします。
・政策保有に係る議決権の行使についての基準
政策保有株式に係る議決権行使については個別に判断いたします。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では関連当事者取引は行わないことを基本方針としており、実際の取引事例もありません。なお、一般の取引先と同様に関連当事者取引の場合においても、社内規程に従い、以下の手順による判断が行われます。
（1）反社会勢力に関するチェック
（2）新規取引に関する稟議決裁
（3）与信判定、与信付与
（4）見積決裁基準に則った金額の決定
また、関連当事者取引の有無の事後確認についても、以下手順により行っております。
（1）財務経理部門において四半期決算毎に関連会社、子会社への関連当事者取引の有無確認
（2）総務部門において役員の異動発生時と決算期末毎に各役員宛に取引有無の確認
通常、役員が個別の案件に関わることはなく、また、上記一連の手順に加え、役員が取引の当事者であるかどうかに関わらず、全ての取引は当社の規程体系に例外なく則って処理されるため、取引の透明性は高いと考えております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（1）経営理念
当社の最大の経営資源は全社員に深く浸透した経営理念であると考えております。当社の経営理念体系の詳細は、以下の当社ホームページを参照ください。
http://www.jast.jp/corporate/policy/
（2）経営戦略、経営計画
当社グループは、さらなる企業価値の向上を図るため、中長期経営計画を定めております。長期目標として2020年度をターゲットとした「JASTビジョン2020」を掲げ、それを元にした中期経営計画を策定しております。
（3）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書Ⅰ．1．の「基本的な考え方」を参照ください。
（4）取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書Ⅱ．1．の［取締役報酬関係］の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。
（5）取締役・監査役候補の選任に当たっての方針と手続
取締役・監査役候補は、人格や識見、経験や実績等を元に、その責務を果たすことができる適任者を選任する方針とし、取締役会で決定するものといたします。
（6）取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明
社外取締役の選任理由は、本報告書Ⅱ．1．の［取締役関係］の「会社との関係(2)」の「選任の理由」を参照ください。社外監査役の選任理由は、本報告書Ⅱ．1．の［監査役関係］の「会社との関係(2)」の「選任の理由」を参照ください。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】
＜補充原則４－１－１＞
取締役会は、業務執行機能の強化及び迅速化を図るため、法令、定款及び社内規程により、業務執行の意思決定を執行役員に委任することができ、その委任する権限の範囲は、社内規程の定めるところにより取締役会で決定しております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役を２名選任しており、当該社外取締役をともに独立役員として登録しております。社外取締役の有効活用のために、取締役会の実効性評価（補充原則４－１１－３）で明らかになった課題について適宜改善に取り組んでいくことで、社外取締役がより一層有効に機能するように努めてまいります。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、独立社外取締役の独立性に関する考え方として、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」に定める独立性基準を踏まえた上で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者として選定することを基本方針としております。

【原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
＜補充原則４－１１－１＞
当社の取締役会は、10名以内の適切な人数で構成し、取締役は会社の重要な経営判断及び他の取締役や執行役員の業務執行について監督を行う役割を果たすため、その経歴、経験、知識のバランス及び多様性を考慮いたします。なお、社外取締役は、当社役員の指名方針及び社外役員の独立性判断基準に基づき候補者を選任しております。
＜補充原則４－１１－２＞
取締役及び監査役の兼任状況は、有価証券報告書、株主総会招集通知等を通じ、適切に開示いたします。
＜補充原則４－１１－３＞
取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年１回、各取締役及び監査役に対してアンケート調査を行った上で、取締役会において取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施しております。
平成29年においては、取締役会の構成、運営状況、議案の内容、取締役会を支える体制等を確認した結果、当社取締役会の実効性は確保されているものと評価します。前年の評価で課題とした事項について解消したものが多くある一方で、取締役会で議論すべき事項として当社の大きな方向性の検討のあり方が重要であり、取締役会の位置付けをより明確化し、充実したものにすべきということが課題として明確になりましたので、今後の取締役会で適宜改善してまいります。

【原則４－14．取締役・監査役のトレーニング】
＜補充原則４－１４－２＞
当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングを適宜実施いたします。取締役及び監査役が新たに就任する際は、外部機関が開催する法律、コーポレート・ガバナンス、財務会計等の研修会に参加する機会を提供いたします。また、社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容等について担当取締役、担当執行役員等が説明いたします。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を通じ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように努めております。株主との建設的な対話を促進するための体制整備に関し、株主との対話を統括する役員としてIR担当部門、経営企画部門を統括する役員を指定し、株主との対話を補助する各部門間の情報共有を正確かつ確実に行ってまいります。また、決算説明会や個人投資家向け説明会を通じ、代表取締役自身が株主と直接対話する場を設けております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ジャスト	1,450,100	25.84
日本システム技術従業員持株会	703,140	12.53
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	145,200	2.59
平林　卓	139,320	2.48
水元　公仁	100,000	1.78
平林　武昭	91,400	1.63
丸山　眞道	60,610	1.08
堀　正憲	56,700	1.01
山本　修	54,150	0.96
平林　大	54,000	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山科　裕	他の会社の出身者											
細江　浩	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山科　裕	○	―――	ベンチャー企業の新規公開支援やコンサルティング業務における豊富な経験や先見性を有し、当社ビジネスの方向性について指導いただくために選任しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないので一般株主保護の観点より独立役員に指名しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合しております。

細江　浩	○	―――	グローバルビジネスを含めた、先端的なITコンサルティング事業及びビジネスモデル再構築における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの各事業に係る経営的見地からの助言・指導をいただくために選任しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないので一般株主保護の観点より独立役員に指名しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、代表取締役の直轄機関である内部監査部門と緊密な連携をとっており、監査計画の確認並びに監査実施の都度、監査報告書に基づく口頭での説明を受けています。また、報告内容を精査し、監査の体制、内容等、必要に応じて取締役等へ意見を述べております。
監査役と会計監査人は、定期的に会合し、会計監査人が行う監査計画（監査の体制及び監査の方法の概要）の説明を受けて質疑応答を実施しており、期末には監査実施内容と評価の結果の説明を受けて質疑応答を実施しています。また、個別の事案について、必要に応じて打合せや制度変更時の解説及び質疑応答を実施しております。
内部監査部門と会計監査人は、必要に応じて相互に監査結果等についての情報提供と意見交換を行い、緊密な連携をとっております。
各監査機関の監査結果は、必要に応じて取締役、執行役員並びに適宜、関連部門の責任者に対して報告等を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
妙中　茂樹	公認会計士													
最上　次郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
妙中　茂樹	○	―――	公認会計士、税理士としての専門的見地から会計、税務全般に関する豊富な知識を有しておりますので、当社の財務面についての監査を行うために選任しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないので一般株主保護の観点より独立役員に指名しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合しております。
最上　次郎	○	―――	弁護士として培われた豊富な法律知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないので一般株主保護の観点より独立役員に指名しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社員の賃金水準と過大な乖離が生じないよう考慮し設計された取締役の役職別業績評価ランク別報酬テーブルに基づき、代表取締役社長の各取締役に対する評価をもとに、取締役会の決議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期の役員報酬は、取締役(社外取締役を除く)に127,219千円、監査役(社外監査役を除く)に15,202千円、社外役員に6,458千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、業績連動型報酬体系を採用しております。具体的には、社員の賃金水準と過大な乖離が生じないよう考慮し設計された役員の役職別業績評価ランク別報酬テーブルに基づき、代表取締役社長の各役員に対する評価をもとに、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は経営企画室が、社外監査役は監査室がサポートする体制としています。
議題について内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して、事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行うこととしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社では、各々の専門分野を有する監査役会メンバーが、取締役の職務の執行全般に対し多角的に監査することを狙いとして、監査役制度を採用しており、会社の機関としては、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、代表取締役の諮問機関として経営会議を設置しております。
取締役会は、経営の重要な意思決定と監督を行うため毎月開催しております。監査役会は、監査方針及び各監査役の職務分担を決定し、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況に対する各監査役の監査結果を協議するため、定例的に開催されております。経営会議は、重要な経営課題を審議するために原則として毎月開催しております。また、経営の意思決定及び監督機能と業務執行を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能の強化と執行役員による、より機動的な業務執行を図っております。
監査役は、取締役会に出席し、独立性の高い立場からの意見表明を行うことにより、経営管理の健全化に努めております。また、社外取締役2名及び社外監査役2名の計4名の独立役員により、社外からの客観的・中立的な経営監視の機能を図る体制をとっております。
内部監査は、他部門から独立した組織である監査室（人員3名）が年間を通じて計画的にこれを実施し、各部門の所管業務が法令及び社内諸規程等に従い適切かつ効率的に運営されているか否かを監査し、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。また、監査役会及び会計監査人と適時監査情報を交換し、効率的な内部監査の実施に努めております。
連結財務諸表等の会計監査については有限責任監査法人トーマツが担当しており、前連結会計期間においては、2名の業務執行社員及び10名の主要監査従事者（公認会計士5名、その他5名）の計12名により監査が行われております。また、通常の会計監査に加えて重要な会計的課題についても適宜、意見交換をしております。
代表取締役の選任及び株主総会での取締役選任議案の決定は、取締役会にて、人格、識見、能力等を総合的に勘案し、決定しております。
当社の役員報酬は、業績連動型報酬体系を採用しております。具体的には、社員の賃金水準と過大な乖離が生じないよう考慮し設計された役員の役職別業績評価ランク別報酬テーブルに基づき、代表取締役社長の各役員に対する評価をもとに、取締役は取締役会の決議により決定しております。また、監査役は監査役会の協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社事業に精通した各取締役が各々の事業分担を明確にし、事業の運営に当たることにより、変化への迅速な対応が可能になると考えております。また、社外監査役を含む監査役は、取締役会を始め社内の重要な会議に出席し、経営の諸活動全般並びに業務の執行状況の適法性、適正性を監査することを通じて、経営監視機能の充実に努めております。こうした企業統治の観点から現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会資料、株主向け報告書等を当社ホームページ（http://www.jast.jp）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部門及び財務経理部門の中にIR担当を2名置いております。	
その他	不定期に個人投資家向けの説明会、機関投資家向けスモールミーティング等を実施しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、経営理念体系の中で、買い手・売り手・出資者・世間がそれぞれwin-win（双方有益）の関係を築くべく、お客様、株主の皆様、社員、社会の「四方良し」の理念を掲げており、それぞれの価値を最大化し、全体としての企業価値を高めることにより安定的成長を実現させたいと考えております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動等については、全社でISO14001の認証を取得し、毎期行動計画を立案し取り組んでおります。また、CSR活動につきましても、地域の清掃活動を始めとして、熊本地震復興ボランティアへの参加、東日本大震災で被災された学校へのピアノの寄贈や車椅子の寄贈など、毎期テーマを決めて活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報提供に係る方針については、社内規程として会社情報適時開示規程を定めるとともに、ディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A) 取締役及び従業員は、法令・定款及び社会倫理を遵守し、「情報化の創造・提供による社会貢献」を企業活動の原点とすることを徹底します。

B) 各々の専門分野を有する監査役が、取締役の職務の執行全般に対し多角的に監査することを狙いとして、監査役会を設置しております。

C) 各部門の所管業務が法令、定款及び社内諸規程に従い適切かつ有効に運営されているか等について監査することを狙いとして、他部門から独立した内部監査部門を設置しております。

D) 社内規程を整備し、定期的な教育を行うことで法令・規則の遵守意識を醸成します。

E) 職務執行上の内部牽制を有効に機能ならしめるため、主要部門間における部門責任者の兼務を行いません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。また、取締役及び監査役は必要に応じ情報の記録を閲覧することができるようにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の持続的発展に重大な影響を及ぼす可能性のある全てのリスクを適時・適切に管理するため、社内規程を整備し、組織横断的なリスクの監視・全社対応を行っております。また、日常業務にともなう各種のリスクについては、それぞれの部門で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度事業計画及び適時の予算実績管理に基づき、職務執行の効率的な実施を図ります。年度事業計画は部門別に策定し、取締役会の決議によりこれを決定します。取締役会、経営会議及び業績検討会議では、当社業績やプロジェクト個別課題、子会社業績、重要稟議や部門の個別業績を報告し、必要な施策について審議します。なお、取締役会、経営会議及び業績検討会議は原則として毎月開催するとともに、別途重要審議事項が発生した際は、臨時でも開催します。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、子会社の経営について各社の自主性を尊重しつつも、社内規程に則り、子会社から当社の取締役会及び経営会議に対して定期的に営業報告、財務報告等を行い、各社の経営状況を把握しております。また、当社の内部監査部門は子会社の監査も実施します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は置いておりませんが、監査役が職務の補助を求めた場合は、内部監査部門の従業員がこれを担当します。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の従業員は、監査役の職務の補助をしている期間、監査役の指揮命令に従うものとし、他の一切の業務を兼務することができません。また、当該従業員に関する当該期間における異動・人事考課等の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とします。

(8) 当社グループの取締役及び従業員が当社監査役に報告するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、各々の職責に応じ、取締役会、経営会議及びその他の意思決定会議に出席し、当社の監査役に重要事項の報告を行うものとします。また、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社監査役へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いは行いません。また、その旨を当社グループ取締役及び従業員に周知しております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用または債務が発生したときは、監査役の業務の執行に必要でないと証明できる場合を除き、公正妥当な会計の基準に従い当該費用または債務を処理します。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定過程並びに業務の執行状況等を把握するため、取締役会に出席するとともに、取締役並びに従業員からの説明を求めることとします。また、監査役は、社内規程及び監査基準に基づく独立的立場による適正な監査を実現するため、会計監査人並びに内部監査部門と適切な連携を保つものとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもちません。不当な要求がなされた場合には、所轄警察署並びに顧問弁護士等と常に連携を保ち、何らかの要求または接触等があった際には、適宜適切かつ毅然と対応します。また、新規契約先に対しては、取引開始時に反社会的勢力との関係が一切ない旨を書面で相互に誓約することを求めるとともに、過去の記事検索及びインターネット検索により反社会的勢力との関係がないことの確認を行い、既存契約先に対しても同様の確認を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート･ガバナンスの体制

当社では、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとしており、「コンプライアンス＝法令順守」ということだけでなく、社会倫理に照らして、企業や従業員が正しい行動を行うことと考えております。

コンプライアンスの徹底を図るため、(1)社内規程の整備、(2)Ｊ－ＳＯＸ内部統制評価、(3)全従業員からの法令、規則遵守、反社会勢力排除、 機密保持等を約した誓約書の提出、(4)定期的な教育研修、(5)通報者の安全及び処遇を保障したコンプライアンス通報制度の運用などに取り組 んでおります。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況

当社グループは、その売上の約85%を占める当社と、独立経営を基本方針として事業を営む国内子会社4社及び海外子会社4社で構成されており、事業の執行権限を各子会社に委ねることにより各社固有な経営環境における意思決定の迅速化を図ると同時に、各子会社の事業活動状況を当社の関係会社管理部門が監督し、グループ経営戦略の統合と経営の透明性を確保しております。

当社では、経営管理、法務、会計等、各々の専門分野を有する監査役会メンバーが取締役の職務の執行全般に対し、多角的に監査することを狙いとして、監査役設置会社としております。

内部監査につきましては、他部門から独立した組織である監査室がこれを実施しており、各部門の所管業務が法令、定款及び社内諸規程に従い適切且つ有効に運営されているか否かを監査し、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上に資することを目的としております。経営上の重要事項に関しましては、当社の取締役、常勤監査役及び執行役員が常時出席し、部門責任者などが必要に応じ参画する経営会議を毎月開催し、審議･検討するとともに、毎月取締役会を開催し、効果的意思決定を図ることとしております。

会社情報の開示につきましては、「ディスクロージャー･ポリシー」及び「会社情報適時開示規程」を定め、投資者の皆様や利害関係者の皆様に対して積極的に、当社グループに関する重要情報を開示し、その他の情報につきましても、株主･投資家等の皆様の判断に有用と考えられる情報につきましては公平かつ積極的な開示を行い、経営活動の透明性を高めるよう努めております。

【コーポレート･ガバナンス体制の概略模式図】

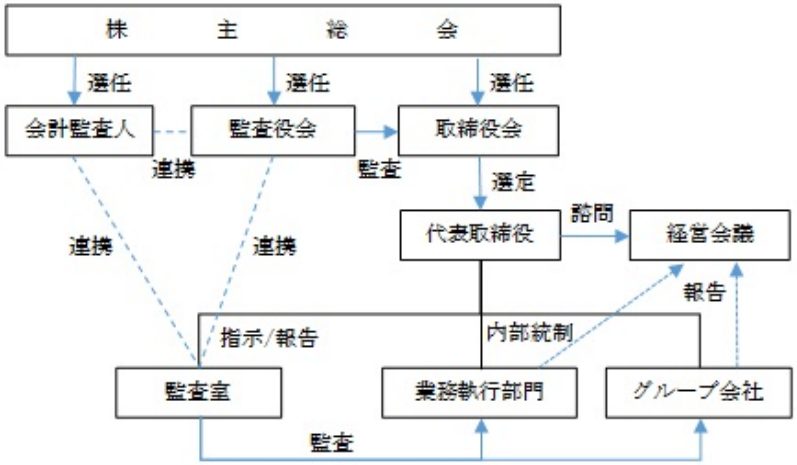

【適時開示体制の概要（模式図）】

